

議 事 日 程

第3回定例会
R4.3.11 午前10時
Web開催

1 審議事項

- (1) 議案第10号
狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第11号
狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金支給事業実施要綱

2 報告事項

－ 議会報告 －

- (1) 令和4年度狛江市一般会計予算（教育委員会関連）について

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) 体育施設の予約について
- (2) 学習フリースペース事業の本格実施について

議案第 10 号

狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 11 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

特別支援学級において使用する教科書の採択に係る分掌事務について、所要の改正を行う。

狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

令和4年 月 日
教育委員会規則第 号

改正後				改正前			
別表第2 (第5条関係)				別表第2 (第5条関係)			
部	課等	係等	分掌事務	部	課等	係等	分掌事務
教育 部	学校教 育課	教育庶 務係	(1)教育委員会の会 議に関する事 こと。 (2)公告, 示達に 関する事 こと。 (3)事務局職員の 人事に関する 事 こと。 (4)事務局の総合 調整及び庶務 に関する事 こと。 (5)学校運営の 管理に関する 事 こと。 (6)教育広報に 関する事 こと。 (7)部内及び課 内の庶務に 関する事 こと。 (8)教育行政の 相談窓口 に関する事 こと。 (9)教育財産の 管理に 関する事 こと。 (10)公立学校 施設台帳 に関する事 こと。 (11)学校教育 施設関係 補助事業 に関する事 こと。 (12)教育委員 会のその 他の課等 に属さな い事 こと。	教育 部	学校教 育課	教育庶 務係	(1)教育委員会の会 議に関する事 こと。 (2)公告, 示達に 関する事 こと。 (3)事務局職員の 人事に関する 事 こと。 (4)事務局の総合 調整及び庶務 に関する事 こと。 (5)学校運営の 管理に関する 事 こと。 (6)教育広報に 関する事 こと。 (7)部内及び課 内の庶務に 関する事 こと。 (8)教育行政の 相談窓口 に関する事 こと。 (9)教育財産の 管理に 関する事 こと。 (10)公立学校 施設台帳 に関する事 こと。 (11)学校教育 施設関係 補助事業 に関する事 こと。 (12)教育委員 会のその 他の課等 に属さな い事 こと。
		学務保 健係	(1)学校の配置 及び廃止 に関する 事 こと。 (2)学籍に 関する 事 こと。 (3)通学区域 に関する 事 こと。 (4)通常学級 の学級編 制に 関する 事 こと。 (5)教育扶 助に 関する 事 こと。 (6)独立行政 法人日本 スポーツ 振興セン ターに 関する 事 こと。 (7)奨学金 に 関する 事 こと。 (8)教材 関係等 補助金 に 関する 事 こと。 (9)学校医 及び学 校薬剤 師に 関する 事 こと。			学務保 健係	(1)学校の配置 及び廃止 に関する 事 こと。 (2)学籍に 関する 事 こと。 (3)通学区域 に関する 事 こと。 (4)通常学級 の学級編 制に 関する 事 こと。 (5)教育扶 助に 関する 事 こと。 (6)独立行政 法人日本 スポーツ 振興セン ターに 関する 事 こと。 (7)奨学金 に 関する 事 こと。 (8)教材 関係等 補助金 に 関する 事 こと。 (9)学校医 及び学 校薬剤 師に 関する 事 こと。

改正後			改正前		
		と。 (10)健康及び安全に関すること。 (11)私立学校（私立幼稚園を除く。）に関すること。 (12)その他学務及び保健に関すること。			と。 (10)健康及び安全に関すること。 (11)私立学校（私立幼稚園を除く。）に関すること。 (12)その他学務及び保健に関すること。
	学校給食係	(1)学校給食に関すること。 (2)給食センターの管理に関すること。 (3)学校給食費の収納及び管理に関すること。		学校給食係	(1)学校給食に関すること。 (2)給食センターの管理に関すること。 (3)学校給食費の収納及び管理に関すること。
教育支援課	教育支援係	(1)就学相談に関すること。 (2)特別支援学級の学級編制に関すること。 (3)教育支援センターに関すること。 (4)その他特別支援教育に関すること。	教育支援課	教育支援係	(1)就学相談に関すること。 (2)特別支援学級の学級編制に関すること。 (3)教育支援センターに関すること。 (4)特別支援学級の教科用図書の採択に関すること。 (5)その他特別支援教育に関すること。
指導室	指導教職員係 指導主事	(1)教育課程の管理に関すること。 (2)教職員の指導研修に関すること。 (3)教育実習に関すること。 (4)教科用図書の採択、教材の取扱いに関すること。 (5)教育機器の研究及び指導に関すること。 (6)学校の連合行事等の総合計画の指導に関すること。 (7)修学旅行、夏季施設、校外授業その他学校行事に関すること。 (8)学校教育の専門的事項の指導に関すること。 (9)教職員の任免の内申、その他人事に	指導室	指導教職員係 指導主事	(1)教育課程の管理に関すること。 (2)教職員の指導研修に関すること。 (3)教育実習に関すること。 (4)教科用図書の採択（特別支援学級を除く。）、教材の取扱いに関すること。 (5)教育機器の研究及び指導に関すること。 (6)学校の連合行事等の総合計画の指導に関すること。 (7)修学旅行、夏季施設、校外授業その他学校行事に関すること。 (8)学校教育の専門

改正後			改正前		
		<p>関すること。 (10)教職員の進退に関すること。 (11)教職員の給与支払事務及び昇給昇格に関すること。 (12)教職員の福利厚生に関すること。 (13)教職員の履歴カードに関すること。 (14)教職員の服務に関すること。 (15)都費の経理に関すること。 (16)教職員の職員団体に関すること。 (17)その他教職員に関すること。</p>			<p>的事項の指導に関すること。 (9)教職員の任免の内申，その他人事に関すること。 (10)教職員の進退に関すること。 (11)教職員の給与支払事務及び昇給昇格に関すること。 (12)教職員の福利厚生に関すること。 (13)教職員の履歴カードに関すること。 (14)教職員の服務に関すること。 (15)都費の経理に関すること。 (16)教職員の職員団体に関すること。 (17)その他教職員に関すること。</p>
社会教育課	社会教育係	<p>(1)公民館，その他社会教育関係機関の設置，管理及び廃止に関すること。 (2)社会教育施設（文化施設を除く。）の管理及び運営に関すること。 (3)社会教育委員の会議に関すること。 (4)社会教育団体との連絡及び指導育成に関すること。 (5)社会教育資料の収集，出版及び展示に関すること。 (6)社会教育情報の交換及び調査研究に関すること。 (7)社会教育に必要な設備，器材及び資料の提供に関すること。 (8)その他社会教育に関すること。 (9)社会体育及びスポーツ施設の管理運営に関すること。 (10)狛江市スポーツ推進審議会に関する</p>	社会教育課	社会教育係	<p>(1)公民館，その他社会教育関係機関の設置，管理及び廃止に関すること。 (2)社会教育施設（文化施設を除く。）の管理及び運営に関すること。 (3)社会教育委員の会議に関すること。 (4)社会教育団体との連絡及び指導育成に関すること。 (5)社会教育資料の収集，出版及び展示に関すること。 (6)社会教育情報の交換及び調査研究に関すること。 (7)社会教育に必要な設備，器材及び資料の提供に関すること。 (8)その他社会教育に関すること。 (9)社会体育及びス</p>

改正後			改正前		
		<p>こと。</p> <p>(11) 狛江市スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(12) 社会体育，スポーツ及びレクリエーションの調査研究，統計，計画実施及び指導奨励に関すること。</p> <p>(13) 社会体育，スポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発に関すること。</p> <p>(14) 社会体育団体，スポーツ及びレクリエーション団体の連絡並びに指導育成に関すること。</p> <p>(15) その他社会体育，スポーツ及びレクリエーションに関すること。</p> <p>(16) 課内の庶務に関すること。</p>			<p>スポーツ施設の管理運営に関すること。</p> <p>(10) 狛江市スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>(11) 狛江市スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(12) 社会体育，スポーツ及びレクリエーションの調査研究，統計，計画実施及び指導奨励に関すること。</p> <p>(13) 社会体育，スポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発に関すること。</p> <p>(14) 社会体育団体，スポーツ及びレクリエーション団体の連絡並びに指導育成に関すること。</p> <p>(15) その他社会体育，スポーツ及びレクリエーションに関すること。</p> <p>(16) 課内の庶務に関すること。</p>
	文化財担当	<p>(1) 文化財の保存及び活用に関すること。</p> <p>(2) 文化財専門委員に関すること。</p> <p>(3) 博物館に関すること。</p> <p>(4) 狛江市立古民家園に関すること。</p> <p>(5) 歴史，芸術及び民俗等に関する資料の収集並びに保存及び管理に関すること。</p>		文化財担当	<p>(1) 文化財の保存及び活用に関すること。</p> <p>(2) 文化財専門委員に関すること。</p> <p>(3) 博物館に関すること。</p> <p>(4) 狛江市立古民家園に関すること。</p> <p>(5) 歴史，芸術及び民俗等に関する資料の収集並びに保存及び管理に関すること。</p>

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 11 号

狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金支給事業
実施要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月11日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

体育施設指定管理者に対する，新型コロナウイルス感染拡大防止及び経営支援のための応援給付金支給事業に関して必要な事項を定める。

狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金支給事業実施要綱

令和4年 月 日
教育委員会要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、体育施設指定管理者に対し、予算の範囲内において、狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金（以下「給付金」という。）を支給し、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、その経営を支援するため、狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 市長は、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第27号）第6条第1項の規定による指定書の交付を受けている者のうち次の各号のいずれにも該当するものに給付金を支給する。

(1) 狛江市からの感染症対策に係る施設の休止要請に協力し、かつ、再開後の体育施設において感染拡大防止対策を講じている者

(2) 今後も事業を継続して行う意思を有する者

(給付金の額)

第3条 給付金の支給額は、900万円とする。

(申請)

第4条 第2条に規定する対象者（以下「申請者」という。）は、給付金の支給を受けようとするときは、狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）及び狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金請求書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに交付の可否を決定し、適当と認めるときは、狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金支給決定通知書（第3号様式）により申請者へ通知し、遅滞なく指定の口座に振り込むものとする。

2 市長は、給付金の交付が適当でないと認める場合は、狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金不支給決定通知書（第4号様式）により、申請者へ通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

狛江市長 宛て

狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金申請書

狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金について、狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金支給事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

住 所	〒 狛江市	
指定管理者名		
代表者名		電話番号
申 請 額	円	

この申請書に次の書類を添付の上、提出してください。

- ・体育施設における新型コロナウイルス感染防止対策の概要

狛江市長 宛て

申請者
住所
指定管理者名
代表者名

狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金請求書

狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金について、狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金支給事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり請求します。

記

指定する振込先の口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協						
	本店 支店						
預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他						
口座番号							(右詰めで御記入ください。)
フリガナ							
口座名義							
請求額	円						

第3号様式（第5条関係）

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市長

狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金について、狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金支給事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額： _____ 円

第4号様式（第5条関係）

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市長

狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金について、狛江市体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金支給事業実施要綱第5条第2項の規定により、下記の理由で支給しないことを決定したので通知します。

記

理由

■教育部 令和4年度予算要求重点項目

No.	課名	新/拡充	事業名	予算要求額 (千円)	主な取組内容
1	学校教育課	新規	コミュニティ・スクール	2,488	中学校区を中心とした4つのゾーンに学校運営協議会を設置
2		拡充	学校維持管理費 (小学校・中学校)	(小)269,521 (中)128,221	救助袋更新 (小)2,550, (中)847 (狛江第三小学校:2箇所, 狛江第五小学校, 狛江第一中学校: 各1箇所)
3		拡充	学校管理用備品整備	8,833	狛江第一小学校150周年記念整備 1,100
4		拡充	教育振興費	30,198	プラスバンド整備(狛江第三小学校)
5		拡充	就学援助 (小学校・中学校)	(小)26,315 (中)27,887	所得基準を第76次改定生活保護基準の1.4倍へ拡充
6			学校給食費 (小学校・中学校)	(小)443,207 (中)191,143	給食費の就学援助からの振替の実施
7	教育支援課	拡充	就学相談関係費	8,746	就学相談発達検査専門員の配置 680
8	指導室		連合行事・音楽鑑賞関係費	3,058	小・中学校音楽鑑賞教室演奏委託 2,835
9		拡充	国際理解教育促進	13,566	オンラインスピーキング(OST)実施委託 +526(1,980)
10		拡充	情報教育推進費	223,864	ICT支援員の体制強化や通信環境の改善等
11		拡充	児童・生徒の実態把握に係る調査	6,733	学力検査に中学1年生の英語を追加
12		拡充	オリンピック・パラリンピック教育推進	5,800	豊かなスポーツライフ充実事業実施委託 5,500
13	社会教育課	拡充	地域学校協働活動推進事業	2,620	地域コーディネーター 1人→10人(全小中学校)
14		拡充	文化財保護関係費	7,386	万葉歌碑ガイド 91 歩こう! 狛江の古墳パンフ 87
15		拡充	埋蔵文化財保護関係費	23,265	多摩川住宅建替えに伴う市内遺跡発掘調査 4,789 (仮)白井塚古墳公園整備に伴う発掘調査支援業務委託 17,906
16		拡充	古民家園管理運営費	35,093	旧荒井家住宅主屋茅葺屋根の修繕 20,845 古民家園開園20周年記念式典 770
17	公民館		西河原公民館管理費	56,249	多目的ホール舞台照明更新等
18		拡充	公民館運営費	28,749	ホームルーター借上 47
19		拡充	情報学習事業	1,323	スマホ講座1回⇒3回 +57(254)
20		拡充	居場所事業	545	学習フリースペース本格実施
21	図書館	拡充	中央図書館運営費	73,776	電子雑誌閲覧サービス 660
22			新図書館整備基本構想検討委員関係費	135	新図書館整備基本構想検討委員会

学習フリースペース事業の本格実施について

【概要】

児童・生徒及び学生の健全育成に資することを目的に試行で実施している学習フリースペース事業を本格実施する。

【試行実施】

(期間) 令和3年11月1日 ～ 令和4年3月31日

(実績) 延べ32人(令和4年2月28日まで)

【本格実施開始日】

令和4年4月1日

【対象者】

小学生～大学生 ※大人も受け入れ可能

【協力】

こまえ学習サポートプロジェクト

【実施場所】

中央公民館 2階 第一会議室又は第三会議室

【実施頻度】

週1回程度(月5回程度)

【実施時間帯】

- ・平日(16:00～20:00)
- ・土日祝日及び夏休みなど長期休業期間(10:00～17:00)

【その他】

- ・施設の予約状況によって、場所・日程・時間帯が変更となる場合がある。
- ・本格実施に向けてWi-Fi環境を整備する。